



# 金 沢 市 公 報

号外第3号

令和4年(2022年)1月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (農業水産振興課)	1

## 規 則

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月31日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第2号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則(昭和52年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第48条第1項中「発走合図」を「発走委員」に改め、「使用して」の次に「発走合図を」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 騎手は、第2項後段に規定する白旗による表示があったときは、馬を速やかに発走地点に集合させるものとする。
- 5 発走委員は、前項の規定により馬が発走地点に集合した後、再び第1項に規定する発走合図を行う。

別表第1中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、第16号及び第17号を削り、第18号を第14号とし、第19号から第24号までを4号ずつ繰り上げ、第25号を削り、第26号を第21号とし、第27号から第34号までを5号ずつ繰り上げ、第35号から第37号までを削り、第38号を第30号とし、第39号を第31号とし、第40号を削り、第41号を第32号とし、第42号から第49号までを9号ずつ繰り上げ、第50号を削り、第51号を第41号とし、第52号から第58号までを10号ずつ繰り上げ、第59号を削り、第60号を第49号とし、第61号から第72号までを11号ずつ繰り上げ、第73号を削り、第74号を第62号とし、第75号を削り、第76号を第63号とし、第77号から第87号までを13号ずつ繰り上げ、第88号を削り、第89号を第75号とし、第90号から第95号までを14号ずつ繰り上げ、第96号を削り、第97号を第82号とし、第98号から第102号までを15号ずつ繰り上げ、第103号を削り、第104号を第88号とし、第105号を第89号とする。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

令和4年(2022年)1月31日 印刷  
令和4年(2022年)1月31日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄